

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 6 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

- 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（内閣提出第 45 号）
特定土砂等の管理に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 18 号）
土砂等の置場の確保に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 19 号）
・各案審査のため、静岡県において視察を行った委員を代表して、中根委員長から報告を聴取しました。
・斉藤国土交通大臣、渡辺国土交通副大臣、加藤国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに提出者足立康史君に対し質疑を行いました。
（質疑者）菅家一郎君（自民）、伊藤渉君（公明）、市村浩一郎君（維新）、高橋千鶴子君（共産）、たがや亮君（れ新）、後藤祐一君（立民）、小宮山泰子君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

菅家一郎君（自民）

- （1）盛土の総点検結果における対策が必要な盛土について地方自治体が行う具体的な措置及び国による支援方法
- （2）地方自治体に非常に大きな負担となる行政代執行等の適切な実施を確保することについての見解
- （3）規制区域における工事の技術的基準
 - ア 地方の気候風土や地勢に合わせた技術的基準強化の必要性
 - イ 技術的基準強化の結果として盛土等の処分費用が増加した場合に公共工事の契約額に増加分を確実に反映していく必要性
- （4）危険な盛土を発生させないため、工事の適正性を確認する仕組みについて大臣の見解

伊藤渉君（公明）

- （1）既存の盛土等の安全対策や速やかな規制の実施に向け人員等の確保が必要となる地方自治体に対する支援として、地方整備局の体制を強化することについての大臣の見解
- （2）宅地造成等規制法改正案（以下「政府案」という。）と各自治体の盛土等に関する既存の条例との整合性及び関係性
- （3）安全性確保のための規制と経済活動の自由とのバランス
 - ア 公共性が高く国の技術基準と同等の技術水準を有する事業主体が行う盛土等で安全性を国土交通省において確認できているものを規制から除外することの可否
 - イ インフラ建設の際の発生土を別の場所に処分する場合の取扱い
 - ウ 事業主体が公的な場合でも盛土等工事の許可等の際に民間と同じ技術的基準が適用されることの確認
- （4）規制区域に指定された結果、土地の資産価値が下がるなど地権者が不利益を被るのではないかとの懸念に対する見解
- （5）政府案施行後の警察等の関係部局との連携の在り方

市村浩一郎君（維新）

- （1）令和 3 年 7 月 3 日に発生した静岡県熱海市における土石流災害
 - ア 災害対策基本法に基づく警戒区域の解除の見通し
 - イ 平成 19 年 5 月に静岡県が行為者に対して、森林法に基づく土地改変行為の中止及び森林復旧の文書指導を行っているが、同法に基づいて中止させられなかった理由

- ウ 平成 22 年 8 月に盛土の中に産業廃棄物が混入しているため、静岡県と熱海市が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づく指導を行っているが、同法に基づいて中止させられなかった理由
- (2) 盛土の総点検結果及び政府案を踏まえた今後の国、都道府県、市区町村の連携方針
- (3) 建設発生土のマッチングシステム
 - ア 建設発生土を有効活用するためのマッチングシステムの強化に対する見解
 - イ 同システムによりマッチしない場合における建設発生土の国営の一時仮置場(ストックヤード)を設置する必要性
- (4) 不適正な盛土の取締り強化
 - ア 不適切な盛土の取締り強化及び個人に対する罰則の在り方
 - イ 国土交通省と警察を含めた関係省庁との連携による不適切な盛土の取締り強化に対する大臣の見解
- (5) 特定土砂等の管理に関する法律案及び土砂等の置場の確保に関する法律案(以下「維新案」という。)
 - ア 政府案の土砂災害の防止への効果に対する衆法提出者の評価
 - イ 維新案の提出経緯
 - ウ 土砂の置場の確保状況に対する衆法提出者の見解
- (6) 政府案によるゾーニング規制では規制の空白部分ができてしまう懸念について、衆法提出者及び大臣の見解

高橋千鶴子君(共産)

- (1) 令和 3 年 7 月に熱海市で発生した土石流災害で崩落した盛土が建設発生土であるとの認識の有無及び政府案により熱海市と同様の災害の発生を防止することの可否
- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可の対象となる盛土の規模
- (3) 過去に災害が発生した区域を政府案に基づく規制区域に指定する必要性
- (4) 許可内容と実際の盛土の状況が異なる場合を想定し、住民による通報があればすぐ行政が動くような仕組みを構築する必要性
- (5) 山間部におけるメガソーラーの計画されているものも含めた設置数及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域設定に当たり盛土の崩落による災害のおそれを考慮する必要性
- (6) 太陽光パネルの飛散、落下等の事故件数及び当該事故が土砂災害等の災害につながった件数並びに当該災害への対策の状況
- (7) 再生可能エネルギー施設を設置するための盛土に対し、政府案の規制が適用されるよう考慮する必要性
- (8) 土地の所有者等に対する土地の保全等の努力義務に係る規定について、現行の宅地造成等規制法と政府案による同法改正後の違い

たがや亮君(れ新)

- (1) 規制区域の指定の際の都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助として想定されている具体的内容
- (2) 中間検査等に必要となる土木の専門知識を持った人材の確保方法及び土木に関する専門家を第三者機関から地方自治体へ派遣し自治体職員と一緒に検査することの可否
- (3) 危険な盛土に対する災害防止措置について、地方自治体が行政代執行を行う場合、費用を国が自治体に全額支援し、国が土地所有者に請求して徴収するような枠組みの必要性
- (4) 産業廃棄物が混じった土砂の不法投棄の背景に反社会的な勢力が介在していた場合の国の対応

- (5) 関係機関の連携
 - ア 違法な産業廃棄物の処理に対する地方自治体や警察等の関係機関の連携体制
 - イ 政府案が成立した場合の盛土の規制に係る地方自治体や警察等の関係機関の連携の在り方
 - ウ 盛土への監視体制を強化するために環境や農林分野等の部署との連携協力において具体的に想定されている関係者の連携体制の在り方
- (6) 都道府県等が行う立入検査について、抜き打ちの立入検査やパトロールの可否
- (7) 盛土調査の際に地中用レーダー探査システムを活用することに対する見解
- (8) 盛土のパトロール等の際の関係者の安全確保のための国土交通省と警察庁との連携に対する見解
- (9) 森林における違法な盛土を見逃さないよう森林の適切な管理の必要性
- (10) 優良な事業者の育成支援
 - ア 廃棄物処理法における優良産廃処理業者認定制度の概要
 - イ 政府案において同認定制度のような制度を導入することの検討の有無
- (11) 建設発生土
 - ア 建設残土について、有効利用の現状及び課題並びに今後の数値目標
 - イ 有害物質を含んだ粗悪品が環境破壊を引き起こす事例があることを踏まえた再生土の利用に対する見解及び品質の確保への取組
 - ウ 建設残土の有効利用推進のための支援策の現状及び今後の取組
- (12) 政府案の実効性を担保するための予算を確保する必要性
- (13) 衆法提出者の政府案に対する見解及び維新案が各会派の賛成を得るための決意

後藤祐一君（立民）

- (1) 政府案における特定盛土等の「近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きい」という規定の内容
 - ア 盛土と宅地の場所の距離が離れていても特定盛土等の要件に該当することの有無
 - イ 土砂が流出することによって川がせき止められ、その周辺が浸水するといった間接的な被害の場合に災害に該当することの有無
- (2) 政府案の特定盛土等規制区域内における特定盛土等に関する工事の届出及び許可
 - ア 都道府県は工事の届出の受理から30日以内に限り勧告を行うことができるとされるが、勧告までの間に行われる具体的な実務内容
 - イ 勧告を行うための事務を工事の届出の受理から30日以内に実施することの可否
 - ウ 勧告に係る措置をとるべきことの命令に従わない場合の措置内容
 - エ 命令に従わない者に対して罰則が適用された後に行うことができる措置内容
 - オ 届出制ではなく全て許可制にすべきとの考えに対する大臣の見解
 - カ 政令で定める特定盛土等の面積要件及び工事の許可対象となる面積要件の想定
 - キ 規制対象規模未滿の小規模な盛土により届出等の規制逃れをしようとする行為への対応
 - ク 許可の際の審議会及び関係市町村長の意見聴取の検討
 - a 工事の許可に当たり審議会及び関係市町村長の意見聴取を義務付けない理由
 - b 工事の許可の前に審議会及び関係市町村長の意見聴取を行う必要性
 - c 都道府県の運用で、工事の許可の際に審議会を経なければならないとすることや関係市町村長の意見を聞かなければならないとすることの可否
 - d 行政で判断するだけでなく、外部の目線でのチェック及び住民の意見を反映する取組に対する大臣の見解
- (3) 大規模な工事から発生した土砂等の管理を適切に行うための管理票制度の導入及び土砂等の置場を公的に確保することを努力義務とすることについて検討する必要性
- (4) 基礎調査や規制区域の指定を迅速に行うため政府案の施行日前に予備的な調査を行う必要性

- (5) 都道府県知事の特定盛土等規制区域の指定
 - ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び山地災害危険地区は、特定盛土等規制区域に自動的に指定しこれらの地区は基礎調査の対象から除くことによって迅速な指定を図る必要性
 - イ 全ての山地災害危険地区が特定盛土等規制区域に指定されないことの是非
 - ウ 既に盛土が計画されている箇所について優先的に基礎調査を行い、施工前に区域指定を行うべきとの考えに対する大臣の見解
- (6) 現行の条例や環境アセスメントに基づく手続を政府案が施行されるまで凍結することを含めて施行前の駆け込み工事を防ぐための方策を検討する必要性
- (7) 技術的基準
 - ア 現行の宅地造成等規制法の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」に記載されている安定計算について、盛土や地盤が液状化しないことを前提に作られているかについての確認
 - イ 盛土や地盤が液状化した場合に盛土や地盤の滑動崩落が発生することに対する見解
 - ウ 新たな技術的基準は盛土や地盤が液状化することを前提に作成される必要性

小宮山泰子君（立民）

- (1) 指定都市又は中核市の市境や都道府県境が含まれる土地の区域に対して基礎調査及び宅地造成等工事規制区域の指定を行う場合、片側の地方自治体だけ進められるといった不均衡が生じる懸念及びそのような事態を回避するための対応策
- (2) 宅地造成等工事規制区域内での宅地造成等工事並びに特定盛土等規制区域内での特定盛土等及び土石の堆積に関する工事について、一部が所有者不明等のために土地所有者全員の同意が確認できない区域における工事の申請及び許可の可否
- (3) 盛土が行われる場所において地下水の状況を把握するために観測井を設置することの重要性に対する認識
- (4) 政府案が農林水産省共管であることの意義及び適切な皆伐等により林業を推進し地域を守ることによる森林の維持の必要性
- (5) 被災地における観光関連事業者への資金繰り等の支援を観光庁から関係省庁に強く要請する必要性